

## 平成28年度第2回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

- 1 開催日時 平成28年11月11日(金)  
午後1時05分から午後2時15分まで
- 2 開催場所 宇都宮市役所本庁舎 議会棟 第2委員会室
- 3 出席者
- 委員 A  
B  
C  
D  
E
- 事務局 行政経営部 行政経営課職員

### 4 会議の状況

#### (1) 開会

事務局 [開会]

本審議会は、宇都宮市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を調査審議するものであります。

是非とも、忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

本日は、委員改選後初めての会議でございますので、しばらくの間、事務局で会議の進行を務めさせていただきます。

まず、委員の皆様のご自己紹介をお願いいたします。

[委員自己紹介]

事務局 ありがとうございます。

それでは、次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。

[事務局自己紹介]

#### (2) 会長の選出及び職務代理者の指名

事務局 それでは、次に会長の選出と職務代理者の指名に入ります。

まず、会長の選出につきましては、宇都宮市個人情報保護条例施行規則第18条第1項の規定によりまして、委員の互選により会長を定めることとされておりますので、委員の皆様にご会長の互選をお願いしたいと思います。

どなたか御推薦があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

D委員 前の任期に会長をお務めいただいたA委員に引き続きお願いしたいと思  
います。

事務局 A委員を会長にという御意見がありました。いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

事務局 ありがとうございます。

それでは、A委員を会長と決定いたしましたので、よろしくお願  
いしたいと思  
います。

A委員、会長席に御移動をお願いいたします。

[A委員、会長席に移動]

事務局 それでは、この後の進行は、A会長をお願いしたいと思  
います。

A会長、よろしくお願  
いいたします。

会 長 会長に選出いただきましたAです。

これまで皆様には、前の任期を含めて、議事の進行に御協力いた  
だきまし  
て、大変ありがとうございます。

今後も引き続きよろしくお願  
いいたします。

それでは、早速、議事を進めていきたいと思  
います。

会長の選出の次は、職務代理者の指名となっております。

職務代理者の指名につきましては、宇都宮市個人情報保護条例施行規則第  
18条第3項の規定によりまして、会長が指名するという  
ことになってお  
りますので、私から指名させていただきたいと思  
います。

こちらについては、前の任期においても職務代理者を務めていた  
だきまし  
たB委員をお願いしたいと思  
いますが、いかが  
でしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。

では、御了解いただきましたので、職務代理者はB委員にお願  
いしたい  
と思  
います。

### (3) 審議

会 長 それでは、早速、審議に入りたいと思  
います。

次第によりますと、本日の審議案件は、2件となっております。

特定個人情報保護評価に係る諮問案件が1件と、農地情報公開システムの導入に係る諮問案件が1件となっております。

審議については、1件ずつ進めていきたいと思っております。

まず、1件目の審議案件であります平成28年度諮問第3号「特定個人情報保護評価における全項目評価書に係る適合性及び妥当性」について、実施機関から御説明いただきたいと思っておりますので、実施機関に入室していただくようお願いいたします。

[実施機関（市民税課）入室]

会 長 それでは、最初に、所属と名前をお願いいたします。

[実施機関（市民税課）自己照会]

会 長 それでは、早速、諮問の内容について御説明をお願いいたします。

[実施機関（市民税課）諮問内容説明]

会 長 実施機関からの説明は終わりました。

委員の皆様から御質問がありましたら、お願いいたします。

B委員 別添2の53ページ、「⑥技術的対策」のうち「具体的な対策の内容」の(2)の①の部分ですが、「課税ファイリングシステムが外部のインターネットと物理的に接続していない」というのは、別添2の9ページの図で説明できるのでしょうか。

実施機関 課税ファイリングシステムにつきましては、市民税課のみが業務に使用するシステムとなっております。インターネットの回線とつながっておりません。

このシステムは、内部事務に必要なシステムということで、内部だけで管理しているものになります。

B委員 別添2の9ページの図では物理的につながっていないということがよく分からない。

実施機関 課税ファイリングシステム自体は、単体の端末で存在しておりまして、他のシステムとは物理的な線につながっておりません。

B委員 別添2の9ページの図では、一方的な矢印だけが記載されていますが、メンテナンスは市の内部で行うということなののでしょうか。

市の内部に単体の端末があって、その端末にはデータをどのように取り込

むことになっているのでしょうか。

実施機関 端末へのデータの取り込みについては、イメージデータを媒体等を使って取り込むこととなっております。

B委員 媒体を使って取り込むということですか。

実施機関 媒体を使用する場合や、紙で出された課税資料については、スキャニングをして取り込みをいたします。

B委員 媒体を使う場合、どのような媒体を使用するのでしょうか。

実施機関 媒体の場合は、USBメモリーを使用いたします。

B委員 USBメモリーの管理は、確実にされるのでしょうか。

実施機関 USBの媒体の使用につきましては、市民税課の中にその管理者を置いた上で、持ち出し記録などを全て記録することとしております。

B委員 分かりました。

会 長 課税ファイリングシステムというのは、別添2の9ページの図によると、課税資料のデータがこのシステムに蓄積されるというものであると思いますが、このシステムに蓄積された情報を使用した文書が外に出るとか、その情報を使用して何かをするということはないのでしょうか。

課税ファイリングシステムに蓄積された情報は、どのように使われるのでしょうか。

実施機関 課税ファイリングシステムについては、税の申告書など、紙で保存されているものを電子的に保存することによって、画面上で検索をしたり、閲覧をしたりすることができるようになり、業務の効率化を図るためのシステムとなっております。

会 長 収集した情報を課税ファイリングシステムに蓄積して、市民税課の職員のみが検索したり、閲覧したりすることができるという状況になるというだけで、このシステムに蓄積された情報は外部に出ることはなく、市民税課の職員のみがその業務において使用するためのシステムであるという理解でよろしいでしょうか。

実施機関 はい。

会 長 分かりました。

B委員 紙ファイルをPDFにすることは問題ないと思いますが、USBメモリー

については、20年ぐらいしか維持できないと言われているので、データの保存については、ハードディスクに保存するのか、あるいはCD-ROMに保存するのか、どのような媒体に保存することになっているのか。

実施機関 USBメモリーについては、課税ファイリングシステムにデータを取り込むために一時的に保存しておくもので、そのデータを課税ファイリングシステムに取り込んだ時点で、USBメモリーのデータは消去いたします。

B委員 データがシステムに保存されているのであれば、問題ないですね。  
分かりました。

C委員 課税ファイリングシステムについては、文書の保存をするだけであって、課税資料の作成そのものについては、手入力とか、パンチをするとか、従来どおりの方法で作成するのでしょうか。

スキャナーで読み込んだだけで、そのまま課税資料が作成されるということなのでしょうか。

実施機関 文書を保存するだけのシステムとなっております。

実際の課税資料の作成については、紙についてはパンチをしてデータ化して、それをホストに取り込むような形で作成いたします。

C委員 従来どおりということでしょうか。

実施機関 はい。

C委員 特別徴収税額決定通知書等の印刷及び封入封緘業務の委託の関係ですが、特別徴収の通知書に個人番号は記載されているのでしょうか。

実施機関 特別徴収の税額決定通知書のうち、事業所用である特別徴収義務者用のものには、従業員のマイナンバーを記載することになっております。

C委員 結果的に特定個人情報の対象となるのは、事業所で働いている社員である個人の納税義務者に対する通知書ではなく、事業所用の通知書だけが対象になるという理解でよろしいでしょうか。

実施機関 特別徴収税額決定通知書等の印刷及び封入封緘業務の委託については、納税義務者への通知を印刷するに当たって、個人番号を含んだデータを一括で業者に渡して業者に印刷してもらうことにしたのになります。

C委員 事業所用の通知書には従業員の一覧表のようなものが付いていて、その一覧表にはマイナンバーが記載されているということですが、個人用の通知書

には個人番号は記載されないという理解でよろしいですね。

実施機関 個人用の通知書には、マイナンバーは記載されません。

C委員 全部一括して委託するので、委託の項目として対象にしているのではないかと思います。個人用と事業者用を分けて考えれば、個人用の通知書については、特定個人情報の対象にならないという理解でよろしいでしょうか。

実施機関 委託の手法としては、個人用と事業者用のデータを一括して受託者に渡します。特定個人情報保護評価の対象になっているところでもあります。

C委員 受託者に渡すデータが個人用と事業者用を一括したものなので、特定個人情報保護評価の対象にしているということは分かりましたが、事業者用と個人用を分けて委託したとすれば、個人用の通知書には個人番号は記載されないわけですから、個人用の通知書については特定個人情報の対象にならないという理解でよろしいでしょうか。

実施機関 個人用の通知書に係る部分を別途委託するというのであれば、個人用の通知書については、個人番号は記載されないで、特定個人情報の対象にはなりません。この委託業務については、個人用と事業者用の通知書について一括して委託するというものなので、特定個人情報保護評価の対象になっております。

C委員 分かりました。

会長 ほかに質問はありますか。

E委員 別紙の1ページの「【参考】」の部分で、「電子データを申告書等の形式に変換又は紙資料のスキャニングを行い、イメージデータ（画像）として」と記載されておりますが、申告書等については、ほとんどが電子データになっていて、電子データになっていないものをスキャニングするという理解でよろしいですか。

それとも、電子データと紙資料というのは、別の種類の申告書なのでしょうか。

実施機関 申告については、現状としては、電子的に申告する方と紙によってする方がおります。

E委員 割合としては、どちらの方が多いのでしょうか。

実施機関 現状としては、紙資料の割合が多くなっております。

- E委員 分かりました。  
将来的には電子的な申告を推進していくということでしょうか。
- 実施機関 はい。
- E委員 分かりました。
- 会長 別添2の9ページにおいて、⑮、⑯、⑰が今回の新たに追加した内容になると思いますが、⑯、⑰の部分で、外部の方にデータを提供する場合には、個人情報の保護が非常に重要になってくると思います。  
⑰の部分で「提供データを返却させる」と記載されておりますが、この記載のとおり、確実に受託者側に個人情報を残さずに返却されたということについては、どのように確認することになっているのでしょうか。
- 実施機関 委託の仕様の中で、業務完了後速やかに返却するというのと、委託先が記録している情報につきましては、業務完了後全て消去するというところになっておまして、消去後は書面で報告もいただくことになっておますので、そのような方法で担保することになっております。
- B委員 委託の仕様として消却することになっていても、受託者の職員が情報の横流しなどの行為をしないとは限らないので、そのような行為がされた場合に確認できるようにしているのでしょうか。  
例えば、コピーした場合には、住民票のように「コピー」という表示がされるといった工夫はされているのでしょうか。
- 実施機関 コピーができないような工夫ということでしょうか。
- B委員 要するに、悪意でコピーした情報が保存されてしまうということは考えなくてもよろしいのかということです。
- 実施機関 委託するに当たっては、その受託者はプライバシーマークを持っているとか、一定程度の基準を満たした業者に委託することとしておまして、また、仕様の中で目的外の利用や複製を禁止しており、これらのことを約した上で委託をしております。
- B委員 データを物理的にUSBメモリーなどにコピーした場合には、コピーしたことが自動的に記録されるとか、あるいは、紙情報をスキャナーで読み込んだ場合には、自動的にスキャンした画像に「コピー」という表示が出るとか、何かそのような工夫はしていないのでしょうか。

実施機関 現状では、そのようなソフト面又はハード面の対応は講じておりません。

B委員 あくまでも、受託者が善意であるという前提に基づいて契約しているという  
ことでしょうか。

実施機関 はい。契約の中でお願いしております。

会長 契約においては、当然、条件付けはしていると思いますし、その内容を遵  
守していただくという前提であると思いますが、万が一の場合に、物理的に  
コピーなどができないようになっていると、より安全なのではないかと思っ  
ております。

ただし、現時点でできることと、できないことがあると思いますので、個人  
情報を取り扱う業務の外部への委託については、従来どおり慎重にやって  
いただきたいと思いますが、委員としては、受託者において情報が適正に管  
理されるのか懸念しております。

B委員 私もその点を懸念しております。

会長 ほかに御質問はありますか。

D委員 B委員は、例えば、紙資料であれば、住民票のように、コピーすると明ら  
かにコピーしたものだと分かるようにするような工夫がされていないのかと  
いう意味で御質問をされたのですよね。

B委員 はい。

D委員 会長とB委員は、USBメモリーなどについても、データをコピーすると、  
コピーされたことが分かるような仕組みがあるのかどうかを御質問されたの  
だと思います。

契約書の内容については、当然、それは遵守しなければならないというこ  
とになっていると思いますが、私としても、仮に遵守がされなかったとして  
も、違反があったことが明確に分かるような対策を何か講じるべきではない  
かと思います。

実施機関 現状では、そのような対策は講じてはおりませんが、そのようなことが可  
能であれば、取り入れていきたいと思えます。

会長 ほかに御質問はありますか。

よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]



会 長           それでは、これで質疑を終了としたいと思います。

実施機関は退室してください。

[実施機関（市民税課）退室]

会 長           それでは、諮問第3号について審議したいと思います。

この件につきましては、特定個人情報保護評価における全項目評価書について、その適合性及び妥当性に問題がないかどうかという観点から審議いただくものになりますが、この件について御意見はありますでしょうか。

B委員           課税ファイリングシステムにつながるコンピューターを特定すれば、そのシステムとの間のやり取りについては履歴を見れば分かるので、そのような物理的な工夫をするというか、システムにつながるコンピューターを特定するという項目を追加すべきではないでしょうか。

事務局           課税ファイリングシステムについては、実施機関から説明があったとおり、外部のコンピューターとは一切接続はされていない、単体で存在しているものになりまして、課税ファイリングシステム専用のサーバーに情報が蓄積されるだけのものとなります。

B委員           データを移動することはないということでしょうか。

事務局           はい。

庁内に課税ファイリングシステム専用のサーバーがあって、そこに保存されたものを市民税課に設置された端末のみで閲覧できるものとなっております。

B委員           では、問題ないですね。

端末が特定されていれば、履歴が全部確認できるので、例えば半年に1回監査をすれば分かるものと思います。

事務局           委託において情報を受託者に渡すということについては、課税ファイリングシステムとは別に、特別徴収税額決定通知書等の印刷及び封入封緘業務の委託について、情報を受託業者に渡して通知書等の印刷及び封入封緘業務を実施してもらい、封入封緘が終わったものを市に戻してもらうものになります。

その際に渡した情報については、受託者の方で消去してもらうという約束になっているという説明があったところです。

会 長            その受託者における消去という部分について、确实に行われるのかという点で懸念がありまして、悪意を持って情報を残すということは通常考えられないと思いますが、委員としては、万が一のことを考えると、今後可能であれば、より慎重な手続を検討していただきたいと思っております。

                  全体として問題はないと思いますが、より慎重な手続が可能であれば、検討いただきたいという意見は付記してもいいのではないかと思います。

B委員            課税ファイリングシステムについても、宇都宮市の独特のシステムになるかもしれませんが、全国に誇れるようなシステムとして絶対に漏えいはないようにしていただきたいと思っております。

E委員            課税ファイリングシステムの端末というのは1台のみということでしょうか。

事務局           課税ファイリングシステムの端末については1台で、庁内の専用のサーバーにデータを蓄積して、そのデータを市民税課に設置された専用の端末の画面で閲覧するというものになります。

E委員            USBメモリーのデータは消去するという説明だったので、データをコピーしたものは存在しないということでしょうか。

事務局           はい。

E委員            仮にデータを消してしまったら復旧できないという怖さがありますね。

B委員            そうですね。

E委員            データをコピーしたものはないということですね。

                  データのファイル形式は、PDFでしょうか。

事務局           ファイル形式としてはPDFになります。

B委員            スキャナーで取り込んでPDF化するのですね。

E委員            データの容量は、とても大きくなるでしょうね。

会 長            ほかに御質問はありますか。

C委員            従来紙ベースだった文書のファイリングが、スキャナーを活用するなどして全庁的に電子化されたと思いますが、新たに市民税課がこれまで紙ベースで保存していたものを、独自に文書をスキャナーで読み込んで保存するというを行うことは問題ないのでしょうか。

                  市民税課の課税資料については、従来全庁的に文書を電子化したものの対

象にはなっていないかったということなののでしょうか。

事務局 はい。

C委員 分かりました。

利便性もありますし、紙を減らすという点でも、省エネなどの観点にも合致します。

セキュリティについても、外部と接続されていない専用のサーバーに保存され、市民税課の職員しか閲覧することができないということであれば、課税ファイリングシステムについては問題ないと思います。

E委員 データの容量も多いし、データが消えてしまったら怖いですね。

通常は、万が一のために、別の場所でデータを複製して保存しておくようなことをするのはないのでしょうか。

事務局 庁内の専用のサーバーに保存するようですが、別に複製したデータを保存しているということはないようです。

E委員 危険ではないのでしょうか。

B委員 バックアップはしていないのでしょうか。

事務局 庁内の専用のサーバーに保存するようですが、外部とは一切接続していないので、バックアップをクラウド上に保存するということはないようです。

E委員 ハードディスクに保存されるのでしょうか。

事務局 はい。

B委員 いずれにしても履歴が残るから、外部流出の問題はないので、それは完璧ですね。

会長 課税ファイリングシステムについては、問題ないと思われますので、審議会としては、通知書等の印刷及び封入封緘業務の委託について、万が一のことがあった場合に心配があるということで、可能であれば何らかの対策を検討していただきたいという意見を付記することとしまして、諮問第3号については、全体としては認めるということによろしいのでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き2件目の審議に入りたいと思います。

2件目は、平成28年度諮問第4号「農地情報公開システムの導入につい

て」となります。

まず、実施機関から御説明いただきたいと思いますので、実施機関の入室をお願いいたします。

[実施機関（農業委員会事務局）入室]

会 長 それでは、最初に所属と名前をお願いいたします。

[実施機関（農業委員会事務局）自己紹介]

会 長 それでは、諮問の内容について御説明をお願いします。

[実施機関（農業委員会事務局）諮問内容説明]

会 長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から何か質問はありますでしょうか。

C委員 資料の1ページの農地台帳と農地情報公開システムのデータの関係ですが、農地台帳には個人情報が入っていると思いますが、インターネットで公表されるのは、個人情報が入っていない部分になりますよね。

全国農業会議所の農地情報公開システムに提供するデータというのは、農地台帳そのものが接続されてしまうということなのでしょうか。

それとも、提供するデータについては、個人情報が分離された公表用のものなのでしょうか。

実施機関 全国農業会議所に提供するデータについては、個人情報を含めた農地台帳の内容を全て提供することとなっております。提供したデータの中で、農業者等が閲覧できる部分と農地中間管理機構が閲覧できる部分がそれぞれ異なり、農業者等については、個人情報は閲覧できず、農地の情報だけが閲覧できるようになっております。

C委員 これまでは、市で独自に農地台帳を電子データ化していたと思いますが、農地情報公開システムに農地台帳の情報を全て入力すれば、自動で公開用も含めた農地台帳のデータが作成されると理解してよろしいのでしょうか。

実施機関 はい。

農地台帳システムについては、全国の農業委員会の農地の情報が全て集約されておりまして、農業者等が閲覧できる部分についても、自動で作成されて、全国の農業者等が閲覧できるようなシステムを運用することとなっております。

C委員 これまでは、市で独自に農地台帳を作成していたと思いますが、このシステムを利用することによって、全国規模のソフトで全国共通で農地台帳が作成でき、省力化されるということなののでしょうか。

それとも、既にある農地台帳の電子化されたものをデータとして送って公表用のものだけを作成してもらうだけなので、公表の部分だけが省略化されるということなののでしょうか。

実施機関 現在は、市が独自で農地台帳を運用するソフトとこの農地台帳システムの2つを運用しておりますが、将来的には、全国の農業委員会が、全てこの農地台帳システムに一本化していくことになります。

これによって、開発費や保守点検の費用が、削減されていくということになります。

C委員 分かりました。

D委員 資料の1ページの2の(1)のところで「農地情報の公表項目をインターネット上で公表することが義務付けられた」と記載されていますが、これは、いつまでに公表することが義務付けられているのでしょうか。

実施機関 平成25年度の農地法改正により義務付けられたものでありまして、平成26年以降は義務付けられているものになります。

D委員 分かりました。

実施機関 システムの導入については、2段階に分かれておりまして、1段階目として公表データのみを提供した上での農地情報の公表は、平成26年から既に行われております。

2段階目として農地台帳のデータを、個人情報等も含めて全国農業会議所にお渡しすることになります。

農地台帳のデータの送付方法について、市の端末から全国農業会議所にアクセスしてデータを変更できるようなものとなるため、今回の審議会に諮問させていただいております。

D委員 資料の2の(1)のところで「現在99%の農業委員会がこのシステムを利用している」と記載されていますが、宇都宮市は、これまでなぜ導入していなかったのでしょうか。

何かシステムに問題や、あるいは個人情報上の何か問題があって、導入が

遅れたということなのでしょうか。

実施機関 資料の1ページの2の(2)のイの下線部分のインターネットでの公表事項については、既に、本市も農地情報公開システムを利用して公表しておりまして、本市農業委員会も99%に含まれております。

2段階目の本市の端末からクラウド上にあるデータにアクセスして操作をする方式が変わって、クラウド上のデータが農地台帳になるというのは、全国的にもこれからになります。

現在は、市の既存のソフトと、全国農業会議所の農地情報公開システムが併存している状況になっております。

D委員 特に何か問題があって市の導入が遅れたということはないということですね。

実施機関 全国農業会議所の農地台帳システムに農業委員会の端末から直接データを入力して更新するようになり、個人情報クラウド上で保管することになるため、御審議をいただくものとなっております。

C委員 従来は、データを紙ベースや電子媒体など、何らかの媒体で送っていたということなのでしょうか。

実施機関 電子データでCSV化して送っておりました。

C委員 電子データで送っていたので、市の農地情報も地図上ではインターネットで公表されていて、市も99%に含まれているということでしょうか。

実施機関 はい。

クラウド上のデータに直接入力することができるようになるということで、今回御審議をいただくことが必要になったということでもあります。

会 長 クラウド上のデータに直接入力することができるということなのですが、宇都宮市においては、このシステムの入力ができる職員を一定の職員に限るようなことは予定されているのでしょうか。

実施機関 農業委員会の職員に限ることを予定しております。

会 長 農業委員会の職員であれば、誰でも入力できるようにするというのでしょうか。

実施機関 はい。

農業委員会の職員であれば、誰でも入力できるようにしたいと考えており

ます。

C委員 入力できる職員の数が少ない方が、セキュリティー上は安全ではないかと思いますが、組織内の係の役割として全員が入力できる必要があるのでしょうか。

入力できる職員は特定すべきではないでしょうか。

実施機関 システムの利用申請をして、承認をもらって入力できるようになるので、職員を限定することは可能ではありますが、農地台帳については、農業委員会の職員であれば、全ての職員が窓口等の対応で利用する可能性がありますので、農業委員会の職員全員について、システムの利用承認をもらう予定となっております。

C委員 データの入力については、改ざんのおそれなど、様々なリスクが想定されます。

農業委員会の職員全員が農地台帳を閲覧して、それを参考にして業務に当たるのだと思いますが、入力業務や閲覧業務など、操作できる範囲を仕分けるということはないのでしょうか。

実施機関 農業委員会の職員全員について、それぞれ利用申請をいたしますが、各職員がシステムを利用する中で、職員のうちの誰がどのような操作したかということについては、システムのログイン時に個々の職員の認証をするような仕組みになっておりまして、誰がどのような操作をしたかということはあるようなシステムになっております。

会長 そのような仕組みで個人情報の適切な管理が行われるように対応しているということですね。

B委員 資料の別紙2についてですが、このシステムに関し審議すべきポイントは2つあって、1つ目は安定してデータの蓄積・保管ができるかということ、2つ目はセキュリティーを考慮して確実に妨害をブロックできるかということ、この2点だと思います。

1つ目の安定したデータの蓄積・保管については問題ないと思いますが、2つ目のセキュリティーの問題について、農地情報公開システムのうち、地図システムと農業者・新規参入者を結ぶ矢印上にファイアウォールが整備されていないことに疑問があります。

農業者等は、地図システム上のデータを閲覧することしかできないのかも  
しれませんが、しかし、やり方によっては、ログインして、地図システム上  
のデータを改ざんするようなことも可能になる場合もあるのではないでしょ  
うか。

農地情報公開システムのうち、農地台帳システムについては、農業委員会  
や農地中間管理機構において、データの修正や抽出などをするようになって  
いるので、データを適切に蓄積・保管するために、当然のことながら、ファ  
イアウォールを整備することになっているのだと思いますが、地図システムに  
ついても、ログインして閲覧するシステムになっている以上は、閲覧するこ  
としかできないとしても、ファイアウォールなど、ある程度のセキュリティ  
ーのチェックは必要なのではないでしょうか。

実施機関 このシステムにおいては、別紙2の地図システムの部分と農地台帳システ  
ムの部分に分かれておりまして、2つのシステムは分離されております。

公開情報のみが保存されている地図システムについてのみ、インターネット  
からアクセスできるものとなっております。

B委員 そのインターネットからアクセスできる部分にSSLは整備しているよう  
ですが、ファイアウォールは整備されていないようなので、これで大丈夫な  
のかという点で疑問があります。

地図システムについては、おそらく閲覧することしかできないのだと思い  
ますが、一度ログインしてしまうと、やり方によっては、システムを攪乱す  
ることは簡単にできてしまう場合もあるので、これで大丈夫なのでしょう  
か。

インターネットからアクセスできる部分が1か所しかないのであれば、そ  
の部分には、何らかの対策を講じるべきではないかと思いますが、このシステ  
ムは、国が構築するシステムなのでしょうか。

実施機関 はい。

国が構築するシステムになっております。

会 長 B委員が疑問に思われている部分について懸念はありますが、国が構築し  
ているシステムなので、市では変更のしようがないということなのでしょう  
か。

E委員 確認なのですが、別紙1において、農地情報公開システムのうち、公開用



地図システムにアクセスするのは「農業者・新規参入者」と記載されていますが、実際には、インターネットを利用できる環境さえあれば、誰でもアクセスして閲覧することができるということなのでしょうか。

実施機関 はい。

E委員 農地台帳システムについては、農業委員会や農地中間管理機構からしかアクセスできないようにしているが、地図システムについては誰でもアクセスして閲覧することができるということですね。

実施機関 はい。

E委員 分かりました。

もう1点確認なのですが、別紙2において、農地台帳システムと農地中間管理機構を結ぶ矢印の部分に「閉域網（IP-VPN）」と記載されていますが、この点について、どのような必要があって、閉域網を整備して、これを経由することになったのでしょうか。

実施機関 国や地方公共団体については、LGWAN回線という地方公共団体専用のネットワークを使用できるのですが、農地中間管理機構については、国に準ずるような組織ではありますが、LGWAN回線が使用できないこととなっておりますので、閉鎖域の独自のネットワーク網を別途整備して、これを経由するという事になったものと思われまます。

E委員 LGWAN回線が使用できないから、その代替となるネットワーク網を整備する必要があるということなのですね。

分かりました。

C委員 確認なのですが、農地中間管理機構というのは、各都道府県ごとに設置されているものなのでしょうか。

そして、農地中間管理機構は、非公開の氏名とか貸借関係とか、農地台帳に記載されている全ての情報の閲覧等ができるということになりますでしょうか。

実施機関 はい。

C委員 非公開の情報を取り扱うことから、セキュリティーの確保が必要であるために閉鎖網を使用するという事でしょうか。

実施機関 はい。

B委員 改めて諮問の趣旨を確認させていただいてもよろしいでしょうか。

会長 農地情報公開システムの導入について、電子計算組織の結合の制限の例外とすることを認められるかどうかということになります。

条例では、個人情報を取り扱う電子計算組織の結合については基本的に禁止されておりますが、その例外として、農地情報公開システムを導入して、電子計算組織を結合することを認められるかどうかということについて、セキュリティ等に問題ないということであれば、認められるということになると思いますが、それは実施機関の説明の終了後に、委員の皆様と議論させていただきたいと思います。

ほかに御質問はありますでしょうか。

C委員 先程、国が構築するシステムという説明がありましたが、これは全国農業会議所が国から指定されて構築しているという理解でよろしいでしょうか。

国ではなく、全国農業会議所が構築するシステムということでよろしいでしょうか。

実施機関 はい。

会長 ほかに御質問等がありますでしょうか。

よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

会長 では、質疑を終了したいと思います。

実施機関は退室してください。

[実施機関（農業委員会事務局）退室]

会長 それでは、諮問第4号について御審議いただきたいと思います。

諮問第4号につきましては、農地情報公開システムの導入による電子計算組織の結合について、電子計算組織の結合の制限の例外として認められるかどうかということ審議するものとなります。

質疑いただきましたように、安全性、必要性等を踏まえて御検討いただくものとなりますが、このような観点から皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

情報の提供の方法として、データを提供するのではなく、クラウド上のシステムに直接入力できるという必要性等については、実施機関から説明があ

ったとおりにかと思ひます。

また、個人情報保護という観点から、このシステムの安全性に何か問題点等がなければ、認めて差し支えないということになりますが、いかがでしょうか。

C委員 結果的に、税情報のやり取りなどにも使用されている地方公共団体専用のL G W A N回線を使用して情報を提供することになるという点が変更されるだけなので、システムのセキュリティー対策が万全であれば、税情報などと同じように、利便性等を考慮して認めてよろしいのではないかと思ひます。

会 長 私としては、システムの入力ができる職員の範囲について、農業委員会の職員全員だという説明ではありましたが、その都度承認等をして操作した記録も残るということですから、情報の管理については問題がないと思ひますので、諮問第4号については、電子計算組織の結合の制限の例外として認めるという結論でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。

それでは、諮問第4号についても、そのような方向で答申することにしたと思ひます。

答申につきましては、皆様からいただいた御意見を踏まえまして、会長一任により作成させていただきまして、委員の皆様には答申案を後日お送りしまして、内容を確認していただくということにしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。

それでは、そのような手順を進めたいと思ひます。

次に、次第の4の「その他」となりますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、事務局から何かありますか。

事務局 本日の審議会の議事録につきましては、準備が出来次第、委員の皆様へ郵

送させていただきますので、よろしくお願いたします。

会 長            それでは、これをもちまして平成28年度第2回個人情報保護運営審議会  
を終了いたします。

本日はありがとうございました。